

環境クリーンセンター
簡易専用水道定期検査受検業務
仕様書

平成27年度

業 務 仕 様 書

1. 概要 水道法第34条の2第2項の規定により、貯水槽水道（簡易専用水道）の定期検査を実施するものである。

2. 対象 環境クリーンセンター受水槽棟 2基
 工場棟 2基
 収集管理棟 2基
 リサイクル棟 1基
 善福寺中継ポンプ場 2基
 椿地蔵中継ポンプ場 2基

3. 提出書類（原則としてA4版とする）
 - 1) 点検結果報告書
 - 2) 施工写真
 - 3) その他本市の指示する書類